

独立行政法人

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

理事長 遠藤 浩 殿

監 査 意 見 書

監事は、独立行政法人通則法第19条第4項の規定に基づき、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの平成25事業年度における会計及び業務の執行状況について監査を実施した。

独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づく監事の意見は次のとおりである。

1. 監査の方法の概要

監事は、理事等からの業務運営状況の聴取、重要な決裁書類等の閲覧、業務の実施状況及び財産の状況の調査を実施するとともに、財務諸表及び決算報告書につき検討を行った。

また、会計監査人が行う監査に随時立会い、監査結果について説明を受けた。

2. 監査の結果

- (1) 財務諸表（利益の処分に関する書類は除く。）は、独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されており、当法人の財政状況、運営状況、キャッシュ・フロー及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているものと認める。
- (2) 利益の処分に関する書類は、法令に適合していると認める。
- (3) 決算報告書は、記載すべき事項を正しく表示しているものと認める。
- (4) 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であることを認める。

平成26年6月24日

独立行政法人

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

監 事 関 口 卓 哉

